

## よくあるご質問と回答

Q1 雇用保険の事業の種類の中で、特掲事業とありますがどのような事業が該当するのでしょうか？

<回答>

現在、雇用保険料率については、その料率を適用するにあたり該当する事業の種類によって以下のとおりとなっています。(平成29年4月1日から)

- ①一般の事業 (9/1000)
- ②農林水産・清酒製造の事業 (11/1000)
- ③建設の事業 (12/1000)

上記の②、③を「特掲事業」と言い、具体的には次の事業です。なお、特掲事業以外の事業は、「一般の事業」に該当します。

### 1. 農林水産の事業

①土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

②動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

### 2. 清酒の製造の事業

### 3. 建設の事業

土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

### 【特掲事業とは】

特掲事業は、短期雇用特例被保険者が多く雇用される実態に鑑み、社会的公平の見地か

ら、出来る限り給付と負担の均衡を図るようにしたもので、さらに、建設労働者の福祉等

に関する事業等を雇用保険の能力開発事業として行う費用に充てるため、一般の事業より2/1000若しくは3/1000多くされています。

但し、上記1に該当する事業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない事業は除かれます。これを「除外事業」と言い、具体的には次の事業が該当しません。

除外事業については、「一般の事業」に該当します。

1. 牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
2. 園芸サービスの事業
3. 内水面養殖の事業

**【事 例】**

今般、「肉用牛の飼育」の事業を經營されている事業主の方から、除外事業であるにも関わらず、特掲事業であるとして適用されているとの申し出があり、誤りが判明いたしました。

「肉用牛の飼育」の事業は、特掲事業であるものの、「牛馬の飼育の事業」に該当し、除外事業とされています。

正しくは、一般の事業としての雇用保険料率を適用すべきところを2/1000高い、「農林水産の事業」として適用してきたものでした。

関係者の皆様にご迷惑をおかけしました事を深くお詫びいたします。

Q2 労働保険の成立手続を行う場合、労災保険と雇用保険を一緒に手続きができるのでしょうか？

<回答>

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等を一元的に処理することを原則としています（これを「一元適用事業」といいます。）。

労災保険と雇用保険における適用労働者の範囲、適用の方法に相違等のある

①都道府県及び市町村の行う事業

②都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業

③六大港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）における港湾運送の

事業

④農林水産の事業

⑤建設の事業

については、その事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区分する必要があるため、別個の事業とみなして二元的に処理を行っています（これを「二元適用事業」といいます。）。

一元適用事業の場合は、労働保険事務組合に事務処理を委託している事業又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している個別加入事業を除いては、所轄の労働基準監督署で手続きをすることとなりますが、二元適用事業の場合は、労災保険については所轄の労働基準監督署、雇用保険については所轄の公共職業安定所で手続きをすることとなります。

Q3 雇用保険料は全額事業主負担ですか？

<回答>

一般保険料の負担には、労災保険分（労災保険率の部分）については、労災保険の趣旨からして事業主が全額負担することになっていますが、雇用保険については、雇用保険率に応ずる額から事業主と被保険者で負担することとしています。具体的な負担割合は以下のとおりとなります。（いずれも平成29年4月1日以降の保険料率）

- ①一般の事業：労働者負担（3/1000）  
事業主負担（6/1000）
- ②農林水産・  
清酒製造の事業：労働者負担（4/1000）  
事業主負担（7/1000）
- ③建設の事業：労働者負担（4/1000）  
事業主負担（8/1000）

各年度の雇用保険料率については[こちらから](#)